

消食表第 68 号
令和元年 6 月 7 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長
(公 印 省 略)

「特別用途食品の表示許可等について」の一部改正について

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 26 号）が令和元年 6 月 7 日に公布されました。同法第 1 条の規定により、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）が一部改正され、特別用途食品の表示許可申請に係る都道府県経由事務が同年 9 月 7 日から廃止されます。

これを踏まえ、「特別用途食品の表示許可等について」（平成 28 年 3 月 31 日付け消食表第 221 号）を別紙新旧対照表のとおり一部改正し、令和元年 6 月 7 日（ただし、別添 1 の第 7 及び別添 2 の規定については、令和元年 9 月 7 日）から施行しますので、御了知願いますとともに、貴管下関係者等に対する周知をお願いいたします。